

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ富谷店

黒川郡富谷町富ヶ丘1-3-22

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚 孝之

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

3 市町村の意見の概要

- (1) 出入口が国道4号の下りにのみ隣接するために、案内看板を設置するなど適切な誘導を行うように配慮すること。
- (2) 駐車場における自動車騒音については、騒音規制法における規制基準値等に注意するとともに隣接地域へ十分配慮すること。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみの減量化など適正に処理すること。
- (4) 当該届出の営業時間は24時間と記載されているが、近隣住宅への影響を考慮すると、現況の営業時間のまま営業されることも検討すること。
- (5) 出入口2に関しては、地域住民の交通安全を考慮して、出入口としては利用せず、締切のまま搬入口としてのみ利用されることも検討すること。
- (6) 夜間の犯罪防止のために、防犯カメラの設置など防犯対策に配慮すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課（4月1日以降は商工金融課），宮城県県政情報センター及富谷町役場

6 縦覧期間

平成28年3月18日から平成28年4月18日まで（ただし、閉庁日を除く。）